

(在宅ケア環境小委員会ホームページ投稿)

住宅改修相談員十年を振り返って

中 祐一郎

私は大学に勤めながら、東海地方の小都市、I市の社会福祉協議会で住宅改修相談員（リフォームヘルパー）として月1,2回活動するようになって十年経った。その間に活動の環境に2回ほど変化があった。その辺を振り返りこれからの高齢者のための住宅改修のあり方にも一言ふれたい。

最初の頃の活動は県の高齢者住宅改修助成制度を活用した社協の改修相談サービスであった。住宅改修が在宅福祉サービスの一環としてしっかりと位置づけられ、社協の社会福祉士を中心として大工仕事の堪能な市民、作業療法士、建築の設計士などがリフォームヘルパーをつとめ、改修の相談、改修計画の立案に当たった。リフォームヘルパーには多少の報酬が、改修相談の実際の住宅訪問時間に応じて国の住宅改修指導事業費などから出た。サービスの利用者は65歳以上の高齢者であればよく、改修には色々面白い工夫もした。町屋づくりの通り土間に、引き込み引き出し式の渡り廊下をつけて、寝室から通り土間向かいのトイレに段差無しで行けるようにしたり、右回りの横ずれ移動が出来ない片麻痺の人のためにベッドサイドのポータブル便器から左回りにベッドに戻れる半円形のベンチを作ったり。

介護保険制度が始まって、サービス対象は要介護認定者に限られるようになり、改修の内容も介護保険の適用要件にあわせて単純な小粒なものが多くなってきた。

さらに昨年から住宅改修相談サービスの利用が有料化され介護保険の種々のサービスと同様1割負担となった。この有料化によって、ケアマネージャーなどサービス側から、改修の事前相談サービスの利用を改修のニーズを持つ高齢者に積極的に勧めることが難しくなり、リフォームヘルパーは今開店休業に近くなってしまっている。改修後のフォローアップ、勉強のための訪問調査もヘルパー側からお願いし難くなった。私などはこれまでリフォームヘルパーの活動を通じて高齢者の住まい、暮らし方、不自由とそれへの対処など、「実際」から本当に貴重な勉強をさせてもらってきたのだが、これからは活動の仕方を変えざるをえないようである。

リフォームヘルパーによる住宅改修の必要な個々の実際のケースへの事前事後の関わりが難しいとなると、これからは一般の高齢者が適切な住宅改修を介護保険制度などを適切に利用して行えるようにするには、住宅改修について高齢者やその家族自体が賢くなり、その在宅生活を現場で支える、ケアマネージャーやホームヘルパーに熱意と一定の能力を持ってもらうほかはないのではないか。

今、I市の社協では高齢者の家庭に配布する「安全安心のための住宅改修」（仮題）という賢い利用者になってもらうためのパンフレットを作成中である。内容は住宅改修の意義、

身体に生ずる障害に対応した住宅改修の典型的な事例、介護保険制度の活用法、これらに加えて改修にからむ悪徳商法への対策の徹底にも力を入れる。内容の検討会議では、悪徳業者自身がこのパンフレットを持って高齢者をだましに訪問することが起こらぬよう、パンフレットは必ずケアマネージャーなどから手渡しで説明せねば・・とまじめに話しているところである。高齢者の住宅を食い物にする悪徳業者の跳梁がこの十年の住宅改修の環境の一番の大変化かもしれない。

(2006.9.30)